



(高田公園の夜桜)

事務所通信

2015年4月号
No.118

CONTENTS

- | | | | |
|-----------------|----|----------------|----|
| ● 所長コメント | | ● 桜 | P4 |
| … 強い企業を作る | P1 | ● マイナンバーQ&A | P5 |
| ● 平成27年度税制改正 | P2 | ● お知らせ おもしろ雑学 | P6 |
| ● 健康保険料介護保険料率改正 | P3 | ● 休日カレンダー あとがき | P7 |

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.katozeirishi.jp>

強い企業を作る

強い企業とは

私が税理士となって二十三年の歳月が経ちました。その私が最近つくづく思うのは、会社というのは存続し続けることがいかに難しいことか、ということです。

会社はリスクに囲まれています。蚊帳はアルミサッシとエアコンの普及で、レコード針はCDの出現で商品そのものが不要になりました。液晶テレビの出現でブラウン管が、デジタルカメラの出現でフィルムが、その二の舞になりつつあります。

会社には得意先の倒産、内部告発、競合他社の進出、法律の改正、製法の変化、新商品の出現、為替変動、原材料の高騰、自然災害、内部の不正など多くのリスクに囲まれています。だからこそあなたの会社を強くしていかなければなりません。会社を大きく成長させることよりも地味だけどコツコツと、着実に会社を強くしていく必要があります。“屏風と中小企業は上げると倒れる” “おできと中小企業は大きくなるとつぶれる”と言います。ここで言う強い企業とは

1 強い財務体質

2 共通の価値観（ベクトルを揃える）

の二つをいいます。強い財務体質とは自己資本比率60%以上、売上高経常利益率10%以上、固定費の三十六カ月分以上の蓄積等です。そのためには利益を出して蓄積していかなければなりません。東日本大震災のような天災がきて多くの得意先を失くしたとしても、三年間の蓄積があればその間に再起できるのです。

ベクトルを揃えるには

価値観を共有するためにはまず、形を整えることから入ります。経営計画書、制服、社章（バッジ）・社旗・社歌・社員手帳・社員証を作るのです。「うちはたった十人の会社だからそんなものは必要ない」という経営者がいます。社員一人当たりの制作費は高くつきますが是非作って下さい。社歌も作るとなると高くつきますが、替え歌でつくるのか、あなたが好きな歌を社歌にするとかします。これらのうちでも特に経営計画書は是非作ることをお勧めします。

経営理念・社是・社訓・沿革・方針等を経営計画書に載せ、朝礼やミーティングで活用していきます。その繰り返しが少しずつベクトルを一つの方向にしていきます。その方向に抵抗する社員は辞めていく、そのような時期が必ずあります。一時は大変ですが、それを乗り越えれば価値観が共有された素晴らしい会社になっていきます。ベクトルの揃った組織は強いのです。その強い組織が強い財務体質をつくり、あなたの会社を強い企業にしていきます。



平成27年度税制改正

平成27年度の税制改正について一部ご紹介します。

■ 法人税率の引下げ

(適用時期：平成27年4月1日以後に開始する事業年度から)
法人税の基本税率が**23.9%**(改正前:25.5%)に引き下げられます。
また、中小企業(資本金1億円以下の法人)の場合、所得金額年800万円以下の部分に対し15%(本則:19%)に軽減されている特例措置が**2年延長**されます。

■ 所得拡大促進税制による減税の要件を緩和

従業員の給与等の支給額を一定以上増加させた場合に、増加額の10%を税額控除できる制度(法人税額の20%〔中小企業者等以外は10%〕を限度)の雇用者給与等支給増加割合の要件について、次のとおり引き下げられます。

- ① 中小企業者等(資本金1億円以下)又は中小連結親法人及び連結子法人
平成28年4月1日以後に開始する適用年度について、基準年度(平成24年度)と比較して**3%以上**(改正前:5%以上)増加とする。
- ② ①以外の法人
平成28年4月1日から同29年3月31日までの間に開始する適用年度について、**4%以上**(改正前:5%以上)増加とする。

■ 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税の延長・拡充

(適用時期：平成27年1月1日から平成31年6月30日までの贈与について適用)
直系尊属(父母、祖父母など)から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度について、消費税率10%への引上げに伴い、次のように非課税限度額が拡大されます。

対象期間	消費税率10%が適用されるもの		左記以外のもの	
	耐震・エコ・バリアフリー住宅	一般住宅	耐震・エコ・バリアフリー住宅	一般住宅
26年1月～26年12月			1,000万円	500万円
27年1月～27年12月			1,500万円	1,000万円
28年1月～28年9月			1,200万円	700万円
28年10月～29年9月	3,000万円	2,500万円	1,200万円	700万円
29年10月～30年9月	1,500万円	1,000万円	1,000万円	500万円
30年10月～31年6月	1,200万円	700万円	800万円	300万円

■ 結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置の創設

(適用時期：平成27年4月1日から平成31年3月31日までの贈与について適用)
個人(20歳以上50歳未満の者。以下「受贈者」)の結婚・子育て資金に充てるために、その直系尊属が金銭等を支出して金融機関(信託会社や銀行等)に信託等をした場合、受贈者1人につき1,000万円(結婚費用は300万円を限度)まで贈与税が非課税とされます。

〈対象となる結婚・子育て資金〉

- ・結婚に際して支出する婚礼(結婚披露を含む)に要する費用、住居に要する費用及び引越に要する費用のうち一定のもの
- ・妊娠に要する費用、出産に要する費用、子供の医療費及び子供の保育料のうち一定のもの

■ 子・孫への教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長・範囲の拡大

子・孫(30歳未満の者に限る)の教育資金に充てるため、その直系尊属が金銭等を支出し、金融機関等に信託等をした場合、受贈者(子・孫)1人につき1,500万円まで贈与税が非課税となる措置について、適用期限が**平成31年3月31日まで**延長されます。また、特例の対象となる教育資金の範囲に、通学定期券代、留学渡航費等が加えられます。

健康保険料、介護保険料料率改定

平成27年度 協会けんぽの保険料率が変わります。

協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、例年より1ヶ月遅れての本年4月分（5月納付分）からの適用となります。

新潟支部

健康保険料率
9.90% → 9.86%

全国一律

介護保険料率
1.72% → 1.58%

※40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、健康保険料率に介護保険料率が加わります。

※変更後の健康保険料率と介護保険料率は、4月分（5月納付分）から適用されます。また、賞与については、支給日が4月1日からとなります。

平成27年度 雇用保険料率

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの雇用保険料率は、平成26年度と変わらず次のとおりです。

負担者	労働者負担	事業主負担	雇用保険料率
事業の種類	①	②	①+②
一般の事業	5 / 1000	8.5 / 1000	13.5 / 1000
農林水産、清酒製造の事業	6 / 1000	9.5 / 1000	15.5 / 1000
建設の事業	6 / 1000	10.5 / 1000	16.5 / 1000

桜の開花とは？

各地の気象台の敷地などにある開花の基準となる木。

5～6輪咲いた状態が開花、8割以上開いた場合が満開。

開花予想は、民間が精度の高い予想をするようになり

2009年春を最後に発表をやめました。



民間の一部は気象庁の標本木データを中心に予想しています。

桜の標本木とは？

標準木は、気象台から近いところで周辺の環境が

変わりにくい場所にある木が選ばれています。

標準木の老化や周囲の環境の変化によって、

標準木が変わることがあります。



気象庁のさくらの開花予想は、花芽が休眠から覚めて生長に入り開花するまでの生長量を、

気温により推定する手法を用いてきました。

この手法により、各地の気象台等が継続して観測しているさくらの木が

開花する日を予想しました。（開花とは、花が5～6輪開いた状態のことです。）

マイナンバーQ&A

Q1 マイナンバー(個人番号)はいつどのように通知され、いつから使うのですか？

A 平成27年10月から通知されます。

住民票を有する全ての方に1人1つのマイナンバー(個人番号:数字12桁)が記載された「通知カード」が送られます。

A 平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続きで、**マイナンバーが必要になります**。民間事業者も、税や社会保険の手続きで、マイナンバーを取り扱います。



例えば所得税の確定申告の場合、平成29年2～3月に行う平成28年分の確定申告からマイナンバーを記載することになります。

Q2 個人番号カードは、何に使えるのですか？ 通知カードとどう違うのですか？

A 個人番号カードは、通知カードとともに送付される申請書を郵送するなどして、平成28年1月以降に交付を受けることができます。個人番号カードの交付を受けるときは、通知カードを市区町村に返納しなければなりません。

- 個人番号カードは**本人確認のための身分証明書として使える**ほか、図書館カードや印鑑登録証など、条例で定められた各種サービスに利用することができます。個人番号カード(ICチップ)に記録されるのは氏名、住所、生年月日、性別(基本4情報)、個人番号、本人の写真や、省令、条例で定めた事項等、に限られています。所得や年金など**プライバシー性の高い情報は記録されません**。
- 通知カードは、(基本4情報)、マイナンバーは記載されますが、顔写真は記載されません。通知カード単体では本人確認をすることができません。

Q3 マイナンバー(個人番号)は希望すれば自由に変更することができますか？

A **マイナンバーは一生使うものです**。マイナンバーが漏えいして、不正に使われるおそれがある場合を除いて、番号は一生変更されませんので、マイナンバーはぜひ大切にしてください。

マイナンバー制度のお問い合わせは
マイナンバー
0570-20-0178 (全国共通ナビダイヤル)
※お掛け間違いのないよう、くれぐれもご注意ください。
平日9時30分～17時30分(土日祝日・年末年始を除く)
※ナビダイヤルは通話料がかかります。
※外国語対応(英語)は0570-20-0291におかけください。
※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3816-9405におかけください。

研修予定

日 時	研 修 内 容	場 所	講 師	参 加 費
4月23日(木) 午後6時30分～	テルモ経営研究会 平成27年税制改正ポイント	加藤輝守税理士事務所 2F セミナールーム	税理士 加藤輝守	1,000円

加藤輝守税理士事務所は、中小企業経営力強化支援法に基づく
経営革新等支援機関に認定されました！！

経営革新等支援機関から支援を受けるメリットとして…

- ①信用保証協会の保証料の引き下げ
 - ②低金利での融資制度
 - ③各種補助金制度
 - ④商業・サービス業等投資減税制度
- などが挙げられます。ぜひご活用ください。

お客様をご紹介ください

ご友人やお知り合いの方で、税務・会計でお困りの方、
企業経営について相談してみたい等々ありましたら、是非ご紹介ください。

会社の広告お手伝いします

お客様の広告チラシ等がございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

◇◆◇ おもしろ雑学 ◇◆◇



さくら

「さくら」の語源は、動詞「咲く(さく)」に、接続語「ら」が付き
名詞になったものとされる。

某ホームページより抜粋

(担当：いけがめ)



休日カレンダー



4月(卯月) April

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4 堀田・原
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23 テルモ経営研究会	24	25
26	27	28	29 昭和の日	30		

・網掛けの日が当事務所の休日です。

(名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)

4月の税務



4月10日 平成27年3月分の源泉所得税・住民税の納付

4月15日 給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出

4月30日 平成27年2月決算法人 法人税等・消費税等確定申告・納付

平成27年8月決算法人 法人税等・消費税等中間・予定申告・納付

平成27年11月、5月決算法人の消費税の中間申告、納付

4月決算法人の消費税等各種届出書提出

◆◆ あとがき ◆◆

春らしい陽気の日が多くなってきました。

皆さんの四季の楽しみ方は何ですか？

私はほぼ毎年、高田の桜を観に行っていますが、今年は少し遠出の観桜をして春を楽しみたいと思います。

〈 小 杉 〉